

# 貸付金の債権管理について

令和8年度 福祉医療貸付事業行政担当者説明会  
顧客業務部顧客業務課

# 顧客業務課における担当業務

融資対象事業完成以降、貸付金の回収業務を担当  
(福祉貸付は北海道から沖縄県まで、医療貸付は北海道から鹿児島県までを管理)

## 目次

- 1 貸付条件等の変更について
- 2 合併及び事業の譲渡について
- 3 休止、廃止及び用途変更について
- 4 反社会的勢力との関係遮断について

【お問い合わせ先】  
顧客業務部顧客業務課 TEL03-3438-9939

# 1 貸付条件等の変更について

法人の名称・住所・代表者、保証人、担保、融資対象施設(事業)の用途変更などが生じる場合については、所定の変更手続きが必要となりますので、法人に対し機構へ連絡するようご指導をお願いいたします。

## 留意事項

### (保証人の変更)

- 個人保証での貸付の場合、代表者の交代等で当然に変更されるものではなく、法人からの申請に基づき、法人と機構との間で保証人の変更契約を締結して、はじめて変更されるものです。
- 一定の金利を上乗せすることで保証人を不要とする保証人不要制度への変更は、経営状況や返済状況などの一定の要件を満たしている必要があります。

### (担保の変更)

- 社会福祉法人の基本財産を処分する際は、所轄庁の認可が必要です。  
(例:土地の一部を市道として売却する等)
- 既存の融資対象施設と同一の敷地内に新たに建築した建物等については、機構借入金の利用の有無に関わらず、原則として機構に担保提供していただく必要があります。

## 2 合併及び事業の譲渡について

合併及び事業譲渡は、法人の経営にかかわる重要な事項です。合併は本来催告しなくてはならないことになっていますが、催告を失念している場合もあるため、法人に対し事前に機構にも連絡するようご指導をお願いいたします。

### 合併

社会福祉法人や医療法人が合併した場合、合併に係る所轄庁の認可後、機構を含む債権者に対して、債権者が一定の期間内(2か月以上)に異議を述べることができること等を催告しなければならないと定められています。  
(社会福祉法53条・54条の3、医療法第58条の4)

### 事業譲渡

融資対象施設(事業)を別法人に譲渡する場合は、債務引受の手続きが必要となります。

債務引受申込書等を提出いただいたうえで、法人双方と機構との間で債務引受契約を締結いたします。

### 3 休止、廃止及び用途変更について

融資対象施設(事業)を休止、廃止及び用途変更については、貸付金の繰上償還が必要となるケースもありますので、相談を受けましたら、法人に対し速やかに機構へ連絡するようご指導をお願いいたします。

### 4 反社会的勢力との関係遮断について

貸付先や代表者等の関係者が反社会的勢力等に該当する可能性が発生した場合は、情報交換のご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

# 貸付金の債権管理について

令和8年度 福祉医療貸付事業行政担当者説明会  
顧客業務部収納課

# 収納課における担当業務

融資対象事業完成以降、貸付金の回収業務を担当  
(福祉貸付は北海道から沖縄県まで、医療貸付は北海道から鹿児島県までを管理)

## 目次

- 1 繰上償還について
- 2 元利金返済の預金口座振替について

【お問い合わせ先】  
顧客業務部収納課 TEL03-3438-9944

# 1 繰上償還について

法人からの申し出により、期限前に貸付金の全部又は一部を繰上償還する場合、償還受入日は、基本的に毎月10日(休日の場合は翌営業日)としております。

また、繰上償還に必要な書類を繰上償還日の前月10日までに提出していただく必要がございますので、それよりも前に法人から機構に相談するようご指導をお願いいたします。

## 留意事項

繰上償還時に、**弁済補償金**を同時にお支払いいただきます。  
弁済補償金については、事前に試算も可能ですので、法人から機構に相談するようご指導をお願いいたします。

## 2 元利金返済の預金口座振替について

- 福祉・医療貸付に係る元利金返済は、預金口座振替(引落)が原則です。

対象金融機関 都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫

ご返済に際しては、預金口座振替にて行っていただくようご案内をお願いします。  
なお、預金口座振替による元利金返済の支払確認書類は、口座振替された  
預金通帳(写)及び償還約定表(写)となりますので、利子補給金の交付手続き等  
にあたりましては、これらの書類によりご対応いただくようお願いいたします。